

弁護士報酬等に関する規程

*** 本規定は、弁護士報酬等の目安を定めたものです。事件の内容・複雑さ等により弁護士報酬等は増減することがありますので、個別事件の弁護士報酬等については、ご相談の際に担当弁護士までお問い合わせください。**

第1章 総則

（弁護士報酬の種類）

第1条 弁護士報酬は、法律相談料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

（支払時期）

第2条 着手金は原則として事件等の依頼を受けたときに、報酬金は事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士の報酬は依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

（消費税）

第3条 この規程に定める額は、消費税法にもとづき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

（事件の個数等）

第4条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬のみを受

ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

第2章 法律相談料

（法律相談料）

第5条 法律相談料は、次表のとおりとする。

初回法律相談（30分）	無料
上記以外	30分ごとに5000円

第3章 着手金と報酬金

（民事事件の着手金と報酬金の算定基準）

第6条 民事事件の着手金と報酬金については、原則として、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額を、それぞれ基準として算定する。

（経済的利益一算定可能な場合）

第7条 前条の経済的利益の額は、原則として、別紙のとおり算定する。

（経済的利益一算定不能な場合）

第8条 前条により経済的利益の額を算定することができないときは、原則として、その額を800万円とする。

（着手金と報酬金の算定方法）

第9条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件、仲裁事件の着手金と報酬金は、原則として、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
500万円以下の部分	10%	16%
500万円を超え、3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

例) 700万円の損害賠償請求を依頼し、700万円回収した場合の
着手金・報酬金の計算式

$$\begin{aligned} \text{着手金} &: (500\text{万円} \times 0.1) + (200\text{万円} \times 0.05) \\ &= 60\text{万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{報酬金} &: (500\text{万} \times 0.16) + (200\text{万円} \times 0.10) \\ &= 100\text{万円} \end{aligned}$$

- 2 前項の着手金及び報酬は、事件の難易度・軽重・依頼者の資力等を考慮して、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 着手金の下限は15万円とする。

(示談交渉事件及び民事調停事件)

第10条 示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び民事調停事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額すること

ができる。

- 2 示談交渉事件及び民事調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、原則として、前条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。

（離婚事件）

第11条 離婚事件の着手金と報酬金は、次表のとおりとする。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚交渉事件・離婚調停事件	各々30万円から50万円の範囲内の額
離婚訴訟事件	40万円から60万円の範囲内の額

- 2 前項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第9条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

（境界に関する事件）

第12条 境界に関する訴訟の着手金と報酬金は、原則として、各々30万円から60万円の範囲内の額とする。

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第9条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する示談交渉事件及び調停事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。

- 4 前3項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議の上、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(保全命令申立事件等)

第13条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第9条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。

- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第9条の規定により算定された額の4分の1の報酬を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。

- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第9条の規定に準じて報酬金を受けることができる。

- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。

- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件とあわせて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、各々15万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

第 1 4 条 民事執行事件の着手金は、第 9 条の規定により算定された額の
2 分の 1 とする。

2 民事執行事件の報酬金は、第 9 条の規定により算定された額の
4 分の 1 とする。

3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任
したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けること
ができる。ただし、着手金は第 9 条の規定により算定された額の
3 分の 1 とする。

4 執行停止事件の着手金は、第 9 条の規定により算定された額の
2 分の 1 とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、
同条の規定により算定された額の 3 分の 1 とする。

5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第 9 条の規定により算定
された額の 4 分の 1 の報酬金を受けることができる。

6 前 5 項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議の上、本
条に規定する民事執行事件等の着手金及び報酬金の額を、依頼者
の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等
を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

7 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、各々 1 0 万円を最
低額とする。

(破産事件)

第 1 5 条 破産事件の着手金は、資産や負債の額、関係人の数など事件の
規模や事件処理に応じて定めるが、原則として次の額とする。

事業者の自己破産事件	4 0 万円以上
------------	----------

非事業者の自己破産事件	30万円以上
法人の破産事件	50万円以上

（民事再生事件）

第16条 民事再生事件の着手金は、原則として、次の額とする。

小規模個人再生事件と給与所得者等再生事件	30万円以上
事業者・法人の民事再生事件	100万円以上

（任意整理事件）

第17条 任意整理事件の着手金は、原則として、次の額とする。

事業者の任意整理事件	50万円以上
非事業者の任意整理事件	債権者1社あたり3万円

2 債務の減免により終了した場合は、減額された金額の10%を報酬とする。

3 債権者から過払い金を回収した場合は、回収した金額の20%を報酬とする。

（刑事事件）

第18条 刑事事件の着手金は、原則として、30万円から50万円の範囲内の額とする。

2 刑事事件の報酬金は、原則として、40万円から50万円の範囲内の額とする。

3 裁判員裁判となることが見込まれる事件の着手金及び報酬金は、前2項の規定にかかわらず、各々50万円から100万円の

範囲内の額とする。

(少年事件)

第 19 条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下、同じ。）の着手金は、原則として、30 万円から 50 万円の範囲内の額とする。

2 少年事件の報酬金は、原則として、30 万円から 50 万円の範囲内の額とする。

(告訴、告発等)

第 20 条 告訴、告発、検察審査会への申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続きの着手金は、1 件につき 15 万円以上とし、報酬金は依頼者との協議によるものとする。

第 4 章 手数料その他

(手数料)

第 21 条 手数料は、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、原則として、次のとおりとする。ただし、事件の内容が複雑・困難な場合には、依頼者と別途協議をして手数料を定める。

法律関係調査（事実関係調査を含む）	5 万円～20 万円の範囲内の額	
内容証明郵便	弁護士名の表示なし	2 万円
	弁護士名の表示あり	3 万円から 5 万円の範囲

契約書の作成及び これに準ずる書類 の作成	定 型	経済的利益の額が1 0 0 0万円未 満のもの	5 万円から1 0 万円の範囲内の 額
		経済的利益の額が1 0 0 0万円以 上1 億円未満のもの	1 0 万円から3 0 万円の範囲内 の額
		経済的利益の額が1 億円以上のも の	3 0 万円以上
	非 定 型	経済的利益の額が3 0 0 万円以下 の部分	1 0 万円
		経済的利益の額が3 0 0 万円を超 え、3 0 0 0 万円以下の部分	1 %
		経済的利益の額が3 0 0 0 万円を 超え、3 億円以下の部分	0 . 3 %
		経済的利益の額が3 億円を超える 部分	0 . 1 %
	公正証書にする場合		上記の手数料に 3 万円を加算す る
遺言書	定型		1 0 万円～2 0 万円の範囲内の 額
	非 定 型	3 0 0 万円以下の部分	1 0 %
		3 0 0 万円を超え、3 0 0 0 万円 以下の部分	1 %

	3 0 0 0 万円を超え、3 億円以下の部分	0 . 3 %
	3 億円を超える部分	0 . 1 %
	公正証書にする場合	上記の手数料に 3 万円を加算する
遺言執行	3 0 0 万円以下の部分	3 0 万
	3 0 0 万円を超え、3 0 0 0 万円以下の部分	2 %
	3 0 0 0 万円を超え、3 億円以下の部分	1 %
	3 億円を超える部分	0 . 5 %
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。
簡易な自賠償請求	給付金額が1 5 0 万円以下の場合	4 万7 5 0 0 円
	給付金額が1 5 0 万円を超える場合	給付金額の3 % ただし3 0 万円を上限とする

(任意後見と財産管理・身上監護)

第22条 任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬は、原則として、次のとおりとする。ただし、事務の内容が複雑・困難な場合には、

依頼者と別途協議をして弁護士報酬を定める。

依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行うとき	月額 5 0 0 0 円～ 5 万円の範囲内の額
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行うとき	月額 3 万円～ 1 0 万円の範囲内の額
任意後見契約又は財産管理・身上監護契約を締結した後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談するときの手数料	1 回あたり 5 0 0 0 円から 3 万円の範囲内の額

（顧問料）

第 2 3 条 顧問料は、原則として、次のとおりとする。

非事業者	年額 6 万円以上（月額 5 0 0 0 円）
事業者	月額 3 万円以上

（日当）

第 2 4 条 日当は、原則として、次のとおりとする。

半日（往復 2 時間を超え 4 時間まで）	2 万円以上 4 万円以下
一日（往復 4 時間を超える場合）	4 万円以上 1 0 万円以下

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かるこ

とができる。

(実費等の負担)

第 2 5 条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他の委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

第 5 章 中途終了の清算条項その他

(委任契約の中途終了)

第 2 6 条 委任契約にもとづく事件等の処理が、解任、辞任又は継続不可能により途中で終了したときは、弁護士の処理の程度に応じて清算をおこなうこととし、処理の程度についての依頼者と弁護士の協議結果にもとづき、弁護士報酬の全部もしくは一部の返還又は支払を行うものとする。

ただし、依頼者が弁護士の責によらない事由で解任し、又は無断で取下、放棄、和解等をなし事件を終了させ、もしくは委任事務の遂行を不能ならしめたときは、委任の目的を達したものとみなし、弁護士は、依頼者に対して報酬の請求をすることができる。

(事件等処理の中止等)

第 2 7 条 依頼者が弁護士報酬又は実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件等の処理に着手せず、又はその処理を中止することができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

（弁護士報酬の相殺等）

第28条 依頼者が弁護士報酬又は実費等を支払わないときは、弁護士は依頼者に対する金銭債務と相殺し、又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

- 2 前項の場合には、弁護士はすみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

（この規定に定めのない事件等）

第29条 この規定に定めのない事件等の弁護士報酬等は、依頼者と別途協議を行い定めるものとする。

（施行）

この規程は、令和8（2026）年4月1日から施行する。

(別紙) 経済的利益の算定

- 1 金銭債権は、債権総額（利息と遅延損害金を含む）
- 2 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 3 継続的給付債権は、債権総額の $\frac{10}{100}$ の $\frac{7}{10}$ の額。ただし、期間不定のものは、7 年分の額
- 4 賃料増額請求事件は、増額分の 7 年分の額
- 5 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 6 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の $\frac{2}{20}$ の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の $\frac{2}{20}$ の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- 7 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の $\frac{3}{10}$ の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の $\frac{3}{10}$ の額を加算した額
- 8 地役権は、承役地の時価の $\frac{2}{20}$ の額
- 9 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 10 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び前号に準じた額
- 11 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- 12 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の $\frac{3}{10}$ の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- 13 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割

の対象となる財産の範囲及び相続分につき争いのない部分については、
その相続分の時価相当額の 3 分の 1 の額

14 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

15 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額